

●港区街づくり推進事務手数料条例申請手数料一覧表【認定申請】

一 認定申請

(一) 適合証あり		単位:円
1 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る)		4,700
2 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅)		
(1) 住戸ごとの申請の場合		
申請戸数が1戸のもの		4,700
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		9,400
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		16,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		27,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		45,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		82,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		131,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		170,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの		185,000
(2) 一の建築物の申請の場合		
イ 住戸の部分		
建築物の総戸数が1戸のもの		4,700
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		9,400
建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		16,000
建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの		27,000
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの		45,000
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの		82,000
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの		131,000
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの		170,000
建築物の総戸数が301戸以上のもの		185,000
ロ 共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分)		
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		9,300
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		26,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		80,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		126,000
ハ 非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分)		
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		9,300
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		26,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		80,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		126,000
3 1及び2以外の建築物		
建築物の延べ面積が300㎡以内のもの		9,300
建築物の延べ面積が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		26,000
建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		80,000
建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		126,000

(二) 適合証なし		単位:円
1 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る)		35,000
2 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅)		
(1) 住戸ごとの申請の場合		
申請戸数が1戸のもの		35,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		69,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		97,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		137,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		197,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		283,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		385,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		508,000
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの		600,000
(2) 一の建築物の申請の場合		
イ 住戸の部分		
建築物の総戸数が1戸のもの		35,000
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		69,000
建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		97,000
建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの		137,000
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの		197,000
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの		283,000
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの		385,000
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの		508,000
建築物の総戸数が301戸以上のもの		600,000
ロ 共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分)		
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		109,000
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		180,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		280,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		359,000
ハ 非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分)		
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		242,000
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		384,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		546,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		670,000
3 1及び2以外の建築物		
建築物の延べ面積が300㎡以内のもの		242,000
建築物の延べ面積が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		384,000
建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		546,000
建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		670,000

※低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。

※共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。